

障発0329第16号  
平成25年3月29日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示（平成25年厚生労働省告示第6号）、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第104号）等の改正に伴い、下記のとおり関係通知を改正するので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について  
別紙1のとおり改正する。

- 2 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙2のとおり改正する。
  
- 3 「居宅介護従業者養成研修等について」（平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙3のとおり改正する。